平成２９年（フ）第６１６８号
東京都江戸川区南葛西４丁目22―10―103
債務者　貝塚由美枝
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１７４号
東京都中野区本町３丁目４－１　ＥＸＩＶ89201
債務者　菅原　和子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１７５号
東京都大田区中馬込２丁目16―６
債務者　星　　進吾（旧姓愛甲）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１８３号
東京都町田市金森１丁目17―25―102
債務者　浦山　右近
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１８４号
東京都目黒区上目黒４丁目30―３―119
債務者　布村　禎宣
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１８８号
東京都江戸川区西葛西７丁目14―４―206
債務者　古川　吏子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１８９号
東京都世田谷区羽根木２丁目30―７―201
債務者　大山　潤也
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１９１号
東京都町田市中町４丁目８－１―201
債務者　上山　美惠
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１９３号
東京都台東区清川２丁目29―11―102
債務者　栗林　秀昭
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第４０３４号
東京都世田谷区北烏山４丁目35―27―201
破産者　渡邊　郁男
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５５０号
東京都中央区日本橋浜町２丁目37番４　ベルメイゾン浜町３Ｆ－１号室、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋浜町２丁目17番８号
破産者　株式会社ＳＧＣ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２０５号
東京都江東区牡丹３丁目22―３
破産者　武藤　徳也
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７３号
静岡県沼津市上香貫三貫地1246番地の５
破産者　大一水産株式会社
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第８５３号
堺市堺区神石市之町15番３号
破産者　株式会社アートアリス
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
堺市北区中百舌鳥町４－75コーポくすもと105号室浅田方、商業登記簿上の本店所在地堺市北区百舌鳥赤畑町２丁57番地の１
破産者　隆進工業株式会社
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
堺市北区北花田町３丁37番14号
破産者　功栄建設株式会社
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
東京都町田市成瀬１丁目９番地10
破産者　川口　陽平
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部